

和歌山県下の自治体における
男女共同参画推進に関する研究
—— 計画策定及び条例制定を中心として ——

三 吉 修

和歌山大学経済研究所

2015年

目 次

1. はじめに	1
(1) 研究の目的	1
(2) 研究の方法	1
2. 男女共同参画に関する取組状況	5
(1) 全国の自治体における	
男女共同参画に関する計画策定及び条例制定の推進状況	5
(2) 和歌山県下の自治体における	
男女共同参画に関する計画策定及び条例制定の推進状況	6
3. 和歌山県下の各自治体における	
男女共同参画に関する計画策定及び条例制定等の推進状況	7
(1) 紀美野町	9
(2) かつらぎ町	10
(3) 九度山町	11
(4) 高野町	12
(5) 湯浅町	13
(6) 広川町	14
(7) 有田川町	16
(8) 美浜町	18
(9) 日高町	19
(10) 由良町	20
(11) 印南町	21
(12) みなべ町	22
(13) 日高川町	23
(14) 白浜町	24
(15) 上富田町	25
(16) すさみ町	26
(17) 那智勝浦町	28
(18) 串本町古座川町衛生施設事務組合	29

4. 和歌山県下の自治体における男女共同参画推進条例	31
(1) 和歌山県男女共同参画推進条例	31
(2) 上富田町男女共同参画推進条例	38
5. おわりに	42

資料

①女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	45
②男女共同参画社会基本法	55
男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（参議院総務委員会）	61
男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議（衆議院内閣委員会）	62

1. はじめに

(1) 研究の目的

平成7年(1995年)の地方分権推進法の成立により、地方分権が進展中である。地方分権の推進は、国と地方公共団体の役割の明確化、地方公共団体の自主・自立性を高めること、個性的で活力ある地域社会の実現という基本理念として行われることになっていた。また、地方分権推進の基本方針の1つに、地方公共団体の行政体制の整備と確立があげられていた。

地方公共団体の側においても、自治体の自治能力の充実の必要性が叫ばれていた。例えば職員の条例制定能力、計画策定能力の向上である。

本研究は、自治体の重要な権能である条例制定や計画策定に関し、和歌山県下の自治体における男女共同参画の推進に関し、どのような状況にあるのかについて扱うものである。

私は、かつて『和歌山県下の自治体における条例制定に関する研究—情報公開条例を中心として—』(地域研究シリーズ13、和歌山大学経済研究所、1997年)において、県および全部の50市町村の計51自治体における条例制定状況について実態把握のために調査研究を行ったことがある。その研究により、県内各自治体が条例についてどのように考え、どのように機能をもたせ、どのように意義づけているかが、少しは明らかになった。

その後、『和歌山県下の自治体における情報公開条例に関する研究』(地域研究シリーズ21、和歌山大学経済研究所、2001年)において、情報公開条例に分野を絞り、当時条例制定済みの全16自治体を対象に、条例内容の各自治体間の比較研究を行った。情報公開条例未制定の自治体が、条例制定を行う場合や、その他の条例を制定する場合にも、条例制定過程、運用などの面で参考になると考えたからである。

本研究は、以上の研究の上に、県下の市町村が、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」ている男女共同参画社会基本法がめざす男女共同参画社会の形成に向けて何をしているのか、その実態をまず把握し、条例制定の検討を行っているのかどうか、もし検討していないのであればそれはなぜなのか、和歌山県独特の理由があるのか、検討済み自治体があればその条例制定過程、条例内容を検証することにより、県下自治体の条例に対する考えの特色を明らかにしようとするものである。

(2) 研究の方法

まず、本研究では、①男女共同参画社会の形成に向けた自治体の取り組みを調査し、②県下自治体が行う男女共同参画施策推進のための行動計画等の策定状況を調査し、③それら行動計画等と自治体の(長期)総合計画との関連を調査し、④関係資料の収集並びに県及び

全 30 市町村の計 31 自治体の担当職員の方にインタビューして実状を把握し、⑤もしあれば、県下自治体独特の条例に対する考えを探究し、最後に、それらからわかる問題点や今後の課題などにつき、若干の感想を述べてみるという方法をとることにした。

(年表) 男女共同参画のあゆみ

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き	
1945 (昭和20年)	・国際連合誕生 ・「国連憲章」採択	・衆院法改正 (成年女子に参政権)		
1946 (昭和21年)	・婦人の地位向上委員会設置	・総選挙で初の婦人参政権行使 ・日本国憲法公布		
1947 (昭和22年)		・民法改正(家父長制度廃止) ・教育基本法公布 (男女教育機会均等) ・労働基準法公布 (男女同一賃金)		
1948 (昭和23年)	・「世界人権宣言」採択			
1956 (昭和31年)		・売春防止法制定		
1967 (昭和42年)	・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択			
1975 (昭和50年)	・国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)開催 ・「世界行動計画」採択	・婦人問題企画推進本部設置 ・婦人問題企画推進本部会議開催 ・総理府婦人問題担当室業務開始		
国連 婦 人 の 十 年	1976 (昭和51年)	・ILOに婦人労働問題担当室設置	民法改正 (離婚後の氏の選択自由)	
	1977 (昭和52年)		・【国内行動計画】策定	・青少年局育成課に婦人主幹配置 ・婦人問題連絡会議設置 (庁内関係課室)
	1978 (昭和53年)			・婦人問題企画推進会議設置 ・婦人関係施策の調査 ・「婦人問題を考える集い」開催
	1979 (昭和54年)	・「女子差別撤廃条約」採択		・婦人問題世論調査(第1回) ・婦人の政策決定参加状況調査
	1980 (昭和55年)	・「国際婦人の十年」中間年 世界会議(コペンハーゲン)開催 ・「国際婦人の十年後半期行動プログラム」採択	「女子差別撤廃条約」に署名 民法改正 (配偶者の相続 1/3→1/2)	・「婦人の明日をひらく私の意見」公募 ・「明日をひらく婦人交流のつどい」開催
	1981 (昭和56年)	・「女子差別撤廃条約」発効	・【国内行動計画後期重点目標】策定	・「婦人文化展」開催
	1982 (昭和57年)			・【和歌山婦人施策の指標】策定(5月) ・婦人問題シンポジウム開催
	1984 (昭和59年)		・国籍法・戸籍法改正 (父母両系血統主義、配偶者の帰化条件の男女同一化)	・青少年婦人課に名称変更 婦人の生活と意識調査 (第2回) ・婦人問題懇話会設置
	1985 (昭和60年)	・「国際婦人の十年」ナイロビ世界会議開催 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	・女子差別撤廃条約批准 ・国民年金法改正 (女性の年金権確立) ・「男女雇用機会均等法」公布 ・生活保護基準額改正 (男女差解消)	・婦人問題アドバイザー設置 ・県婦人会議設立
	1986 (昭和61年)		・婦人問題企画推進本部拡充 (構成省庁を全省庁に)	・県婦人議会開催 ・「婦人のつどい」開催
1987 (昭和62年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画】策定	・「紀州の女のまつり」開催	

和歌山県下の自治体における男女共同参画推進に関する研究

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
1988 (昭和63年)			・【21世紀をめざすわかやま女性プラン】策定(3月)
1989 (平成元年)			・女性の生活と意識調査(第3回) ・「ナウナウわかやま」開催
1990 (平成2年)	・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・「かがや紀のおんな」開催
1991 (平成3年)		・【西暦2000年に向けての新国内行動計画(第1次改訂)】策定 ・中学校の家庭科男女必修開始 ・「育児休業法」公布	・北陸・中部・近畿婦人問題地域推進会議開催(総理府と共催) ・「女性問題を考えるフォーラム」開催
1992 (平成4年)		・「育児休業法」施行	・「和歌山女性フェスティバル」開催
1993 (平成5年)		・「パートタイム労働法」施行	・青少年女性課に名称変更 ・「トークイン和歌山」開催
1994 (平成6年)	・開発と女性に関する第2回アジア・太平洋大臣会議(ジャカルタ)開催 ・「ジャカルタ宣言及び行動計画」採択	・高校の家庭科男女必修開始 ・総理府に男女共同参画室・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画推進本部設置	・女性の生活と意識調査(第4回) ・平成女性和歌集編集 ・審議会等委員への女性の登用推進要綱制定(3月)
1995 (平成7年)	・第4回世界女性会議(北京)開催 ・「北京宣言及び行動綱領」採択	・「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)(一部H11.4.1施行)	・【わかやま女性プラン】改定(3月) ・「女性のつばさ」海外派遣開始
1996 (平成8年)		・【男女共同参画2000年プラン】策定	・生活文化部に女性政策課設置 ・わかやま女性100人委員会設置
1997 (平成9年)		・男女雇用機会均等法改正 ・労働基準法女子保護規定撤廃(H11.4.1施行)(一部H10.4.1施行) ・介護保険法公布	・「女性参政権行使50周年記念イベント」開催 ・男女共生社会づくり協議会設置
1998 (平成10年)			・男女共生社会づくりに関する県民意識調査 ・県女性センター開設(12月)
1999 (平成11年)		・「男女共同参画社会基本法」公布・施行(6月)	
2000 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク) ・「政治宣言及び成果文書」採択	・【男女共同参画基本計画】策定 ・「児童虐待防止法」施行	・【和歌山県男女共生社会づくりプラン】策定(3月)
2001 (平成13年)		・省庁再編により内閣府男女共同参画局に改組男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」制定(4月)・施行(10月) ・第1回「男女共同参画週間」 ・第1回「女性に対する暴力をなくす運動」	・機構改革による名称変更 男女共生社会推進課 男女共生社会推進センター ・男女共生社会推進本部設置 ・審議会等への女性の参画促進要綱制定(10月)
2002 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催 ・男女共同参画会議決定「配偶者暴力防止法」、「平成13年度監視」、「苦情処理等システム」	・男女共同参画推進条例施行(4月) ・男女共同参画審議会設置 ・男女共同参画に関する県民意識調査実施

年号	世界の動き	国の動き	和歌山県の動き
2003 (平成15年)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議決定 ・「女性のチャレンジ支援策の推進」 ・次世代育成支援対策推進法公布・一部施行 ・「少子化社会対策基本法」施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】策定（3月）
2004 (平成16年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正（6月公布、12月施行）及び同法に基づく基本方針策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画フォーラムinわかやま」開催（高野山） ・男女共同参画に関する施策苦情処理要領策定（8月）
2005 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合）開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画改定に当たっての基本的な考え方」 ・男女共同参画基本計画（第2次）策定（12月） 	
2006 (平成18年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・「和歌山県男女共生社会推進センターの在り方」提言（1月） ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2007 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】改定（3月）
2008 (平成20年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 青少年・男女共同参画課（青少年課と男女共生社会推進課を統合）
2009 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 	
2010 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会（国連「北京+15」記念会合開催（ニューヨーク） 	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画会議答申「第3次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」（7月） ・男女共同参画会議答申「男女共同参画基本計画の変更」（12月） ・第3次男女共同参画基本計画策定（12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・機構改革による名称変更 男女共同参画センター ・男女共同参画に関する県民意識調査実施
2012 (平成24年)			<ul style="list-style-type: none"> ・【和歌山県男女共同参画基本計画】第3次（3月）

(和歌山県「和歌山県男女共同参画基本計画（第3次）」の添付資料を転載)

(平成24年3月)

2. 男女共同参画に関する取組状況

(1) 全国の自治体における男女共同参画に関する計画策定及び条例制定の推進状況

① 男女共同参画社会基本法（平成 11 年施行）第 12 条は、政府に対し、毎年、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出するよう義務づけており、毎年、内閣府男女共同参画局から報告書が公表されている。

② 47 都道府県、20 政令指定都市及び 1,741 市区町村を対象に、平成 26 年（2014 年）4 月 1 日現在の調査が行われ、概要及び集計表が報告書にまとめられているので、以下の叙述は、これによるものである。

③ 平成 26 年 4 月現在、全ての都道府県・政令指定都市において男女共同参画に関する計画を策定済みである。

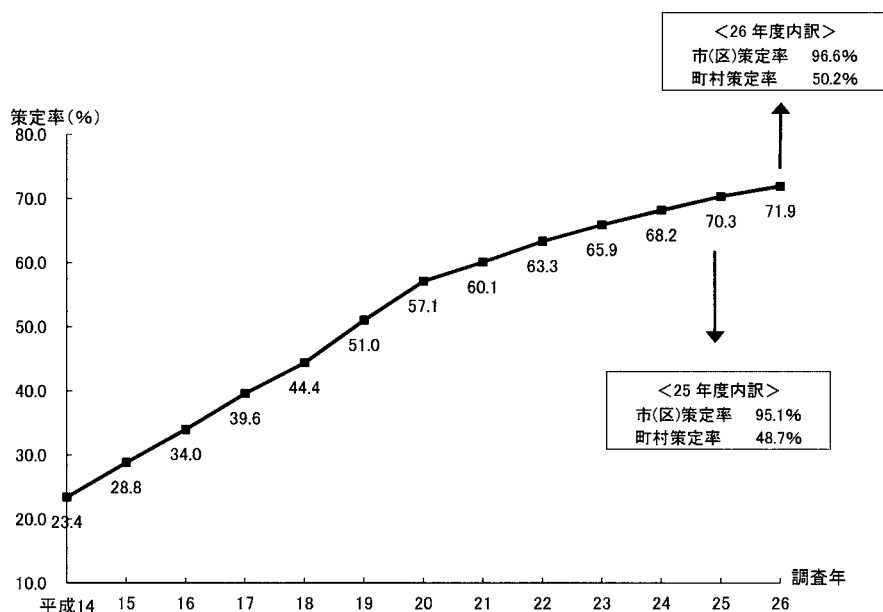
④ 平成 26 年 4 月現在、1,251 市区町村が計画を策定済みであり、全体の 71.9%にあたる。なお、そのうち市区は 785 で 96.6%、町村は 466 で 50.2%である。

計画の策定を検討しているのは 94 市区町村で、全体の 5.4%にあたる。

ところで、青森県、富山県、石川県、鳥取県、山口県、佐賀県、熊本県の 7 県内の市町村は全て計画を策定済みであり、策定率 100%である。

地方公共団体における男女共同参画に関する取組の推進状況

市区町村における男女共同参画計画の策定率の推移



(内閣府 平成 27 年 1 月 16 日発表資料)

⑤ 平成26年4月現在、千葉県を除く46都道府県・全政令指定都市において男女共同参画に関する条例を制定済みである。

⑥ 平成26年4月現在、571市区町村が条例を制定済みであり、全体の32.8%にあたる。なお、そのうち市区は434で53.4%、町村は137で14.8%である。

条例の制定を検討しているのは205市区町村で、全体の11.8%にあたる。

(2) 和歌山県下の自治体における男女共同参画に関する計画策定及び条例制定の推進状況

① 現在和歌山県には、9市、20町、1村の合計30市町村がある。

② 平成26年4月現在、18市町村が計画を策定済みであり、全体の60%にあたる。なお、そのうち市は9で100%、町村は9で42.9%である。

計画の策定を検討しているのは4町で、全体の19.0%にあたる。

③ 平成26年4月現在、1町が条例を制定済みであり、全体の3.3%にあたる。なお、そのうち市は0で0%、町村は1で4.8%である。

条例の制定を検討しているのは3市町村で全体の14.3%にあたる。なお、全体の86.7%にあたる26市町村は検討していないと調査に回答している。

ところで、石川県内の市町は全て条例を制定済みであり、制定率100%である。

和歌山県内市町村の制定率3.3%は、全国都道府県の中で最低位である。

④ 和歌山県は、計画策定・条例制定済みである。



(和歌山県市町村課編集「和歌山県市町村データブック」から転載)
(平成26年3月)

3. 和歌山県下の各自治体における男女共同参画に関する計画策定及び条例制定等の推進状況

本研究にあたり、県及び 30 市町村の計 31 自治体全てを対象に、調査、担当職員の方へのインタビュー、関係資料の収集を行った。どの自治体からも懇切丁寧な対応をしていただき感謝したい。一方で極めて残念なことは、現在までのところ県下自治体の計画策定率、条例制定率が全国平均と比較して低いことである。上述のようにこれまで行ってきた研究が主として県下自治体の条例を対象としていたことから、本研究をめざした当初、県下市町村の条例制定率が 0%であったことに一抹の不安はあったが、楽観視していた。結果的には、県と上富田町の条例しか制定されていない現状から、研究の主眼は、各自治体の長期総合計画と男女共同参画推進のための行動計画等の関連に移ることになった。

また、当初は全自治体の推進状況を述べる予定にしていたが、私の都合により今回は以下の自治体に限ることにした。折角インタビューに応じたり資料提供をして下さった自治体関係者には申し訳なく思い、ここでお詫びしておきたい。

なお、市町村においては、かつては地方自治法により「議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想」の策定が義務づけられていた。行政運営の最上位の計画として「総合計画」を策定し、それは一般的に「基本構想」「基本計画」「実施計画」という 3 つの階層的な計画によって構成されていた。

ところが、平成 23 年（2011 年）8 月地方自治法の改正により、義務づけが廃止された。しかし、義務づけはなくなったが、ほとんどの自治体は現在でも何らかの総合計画を策定して、計画的な行政運営を行っているのが実情である。

(注)

- ① 以下の記述の中で用いる人口数は、和歌山県市町村課発表による平成 26 年 1 月 1 日現在の、住民基本台帳に基づく人口、いわゆる住基人口である。
- ② 同様に、各自治体の総職員数、一般行政部門職員数は、県市町村課発表による平成 25 年 4 月 1 日現在の数である。
- ③ 同様に、市町村議会議員数は、平成 26 年 4 月 1 日現在の定数である。

男女共同参画推進体制

(平成26年4月1日現在)

県

	担当課	行動計画等・条例	策定・施行 年月	総合計画	期間
和歌山県	青少年・男女共同参画課	和歌山県男女共同参画基本計画(第3次) 和歌山県男女共同参画推進条例	平成24年3月 平成14年4月	和歌山県長期総合計画	平20～平29

市町村

	担当課(室)	行動計画等・条例	策定・制定 年月	総合計画	期間	
市	和歌山市	男女共生推進課	第2次和歌山市男女共生推進行動計画	平成22年3月	第4次和歌山市長期総合計画	平20～平29
	海南市	市民交流課	海南市男女共同参画基本計画 (改定版)	平成24年3月	第1次海南市総合計画	平19～平28
	橋本市	人権・男女共同推進室	第二次橋本市男女共同参画計画	平成24年3月	橋本市長期総合計画	平20～平29
	有田市	人権室	第2次有田市男女共同参画プラン	平成25年3月	第4次有田市長期総合計画	平23～平32
	御坊市	社会福祉課人権・男女共同参画推進室	第2次御坊市男女共同参画プラン	平成26年4月	第4次御坊市総合計画	平23～平32
	田辺市	人権推進課男女共同参画推進室	第2次田辺市男女共同参画プラン	平成26年3月	第1次田辺市総合計画	平19～平28
	新宮市	人権啓発課	新宮市男女共同参画プラン	平成23年3月	新宮市総合計画	平20～平29
	紀の川市	政策調整課	紀の川市男女共同参画推進プラン (きのかわハートフルプラン)	平成21年3月	第1次紀の川市長期総合計画	平20～平29
	岩出市	市長公室	第3次岩出市男女共同参画プラン (ハーモニープラン)	平成24年3月	第2次岩出市長期総合計画	平23～平32
海草郡	紀美野町 総務課	紀美野町男女共同参画基本計画	平成23年3月	第1次紀美野町長期総合計画	平19～平28	
伊都郡	かつらぎ町 教育委員会生涯学習課	男女共同参画基本計画	平成24年1月	第4次かつらぎ町長期総合計画	平25～平34	
	九度山町 教育委員会社会教育課			九度山町第4次長期総合計画	平23～平32	
	高野町 教育委員会事務局			第3次高野町長期総合計画	平21～平30	
有田郡	湯浅町 総務課	湯浅町男女共同参画基本計画	平成24年3月	第三次湯浅町長期総合計画	平23～平32	
	広川町 総務政策課	広川町男女共同参画基本計画	平成26年3月	第3次広川町長期総合計画	平23～平32	
	有田川町 教育委員会社会教育課	有田川町男女共同参画計画 ～コンチェルト～	平成21年3月	第1次有田川町長期総合計画	平19～平28	
日高郡	美浜町 総務政策課			第5次美浜町長期総合計画	平23～平32	
	日高町 住民福祉課			第5次日高町長期総合計画	平23～平32	
	由良町 住民福祉課			第4次由良町総合計画	平18～平27	
	印南町 教育委員会教育課			第5次印南町長期総合計画	平23～平32	
	みなべ町 総務課			みなべ町長期総合計画	平19～平28	
	日高川町 教育委員会生涯学習課	日高川町男女共同参画基本計画 ～共につくる自立したまち～	平成21年10月	第1次日高川町長期総合計画	平20～平29	
西牟婁郡	白浜町 総務課	白浜町男女共同参画基本計画	平成25年3月	第1次白浜町長期総合計画	平20～平29	
	上富田町 総務政策課	上富田町男女共同参画基本計画 上富田町男女共同参画推進条例	平成22年4月 平成24年10月	第4次上富田町総合計画	平23～平32	
	すさみ町 総務課	すさみ町男女共同参画基本計画	平成24年3月	第4次すさみ町長期総合計画	平22～平31	
東牟婁郡	那智勝浦町 総務課			第8次那智勝浦町長期総合計画	平18～平27	
	太地町 総務課			第4次太地町長期総合計画	平18～平27	
	古座川町 住民福祉課			第4次古座川町長期総合計画	平17～平26	
	北山村 教育委員会事務局					
	串本町 企画課			第1次串本町長期総合計画	平18～平27	

(1) 紀美野町

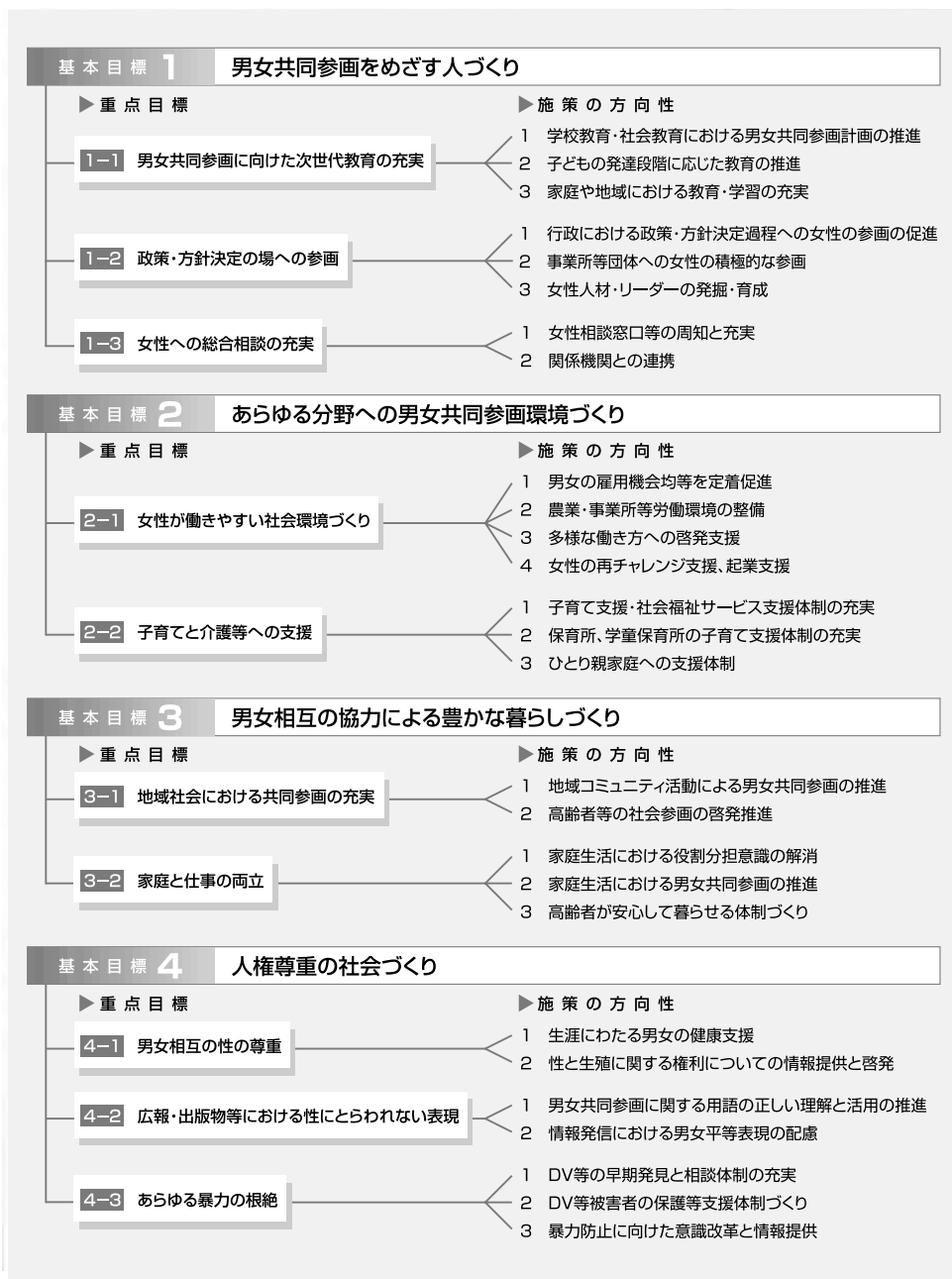
① 紀美野町は、平成 18 年（2006 年）に旧野上町と旧美里町の合併により誕生した人口 10,071 人の自治体である。

総職員 210 人、その中、一般行政部門の職員 122 人、町議会議員定数 14 人という規模である。

② 現行の「第 1 次紀美野町長期総合計画」は、平成 18 年に策定され、計画の期間は、平成 19 年（2007 年）から平成 28 年（2016 年）までの 10 年間とされている。

③ 紀美野町は、町民に対し「紀美野町男女共同参画に関する意識調査」を平成 21 年

紀美野町男女共同参画基本計画の体系図（紀美野町作成）



(2009年)に実施し、それらの分析を行うとともに、翌年には男女共同参画策定検討委員会の設置、「紀美野町男女共同参画策定のためのワークショップ」の実施、平成23年(2011年)にパブリックコメントの募集を行った上で、同年3月に「紀美野町男女共同参画基本計画」を策定した。

④ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、1名の職員が担当している。

⑤ 町男女共同参画基本計画は、「紀美野町総合計画」はもちろん、国や県の基本計画と整合を図った計画となっており、計画の期間は、平成23年(2011年)から平成28年(2016年)の6年間である。

町男女共同参画基本計画は、「手と手をつなぎ 共に支えあう 美しい町きみの」を基本理念としており、さらに1. 男女共同参画をめざす人づくり 2. あらゆる分野への男女共同参画環境づくり 3. 男女相互の協力による豊かな暮らしづくり 4. 人権尊重の社会づくり の4つを基本目標にしている。

庁内推進体制の整備が計画の中にうたわれているが、まだ庁内連絡会議等は設置されていないようである。

条例制定は、現在のところ予定されていない。

(2) かつらぎ町

① かつらぎ町は、平成17年(2005年)に旧花園村を編入して、人口18,221人からなる自治体である。

総職員226人、その中、一般行政部門の職員166人、町議会議員定数14人という規模である。

② 現行の「かつらぎ町長期総合計画」は、平成15年(2003年)に策定され、計画の期間は、平成15年から平成24年(2012年)までの10年間となっている。

③ かつて、かつらぎ町では、男女共同参画社会の実現に向けた具体的取組みは殆どないに等しいものであった。しかし、平成12年(2000年)策定の「人権教育のための国連10年かつらぎ町行動計画」の中で、地域や家庭内にある男女の役割分担意識やジェンダー意識を払拭し、女性の公職登用率の向上やあらゆる分野での政策・方針等の決定に、女性の意見が反映できる体制づくりが重要であると問題提起していた。(井本泰造かつらぎ町長の指摘)

かつらぎ町は、男女共同参画社会の実現が急務であると考え、和歌山県の方針にそった「男女共同参画に係る基本計画」を平成15年(2003年)に策定した。しかし、その推進施策が不十分なことや花園村との合併を契機に、充実した施策を推進するため、「男女共同参画基本計画」(改訂版)を平成24年(2012年)に策定した。

④ 男女共同参画の担当課は、教育委員会の生涯学習課となっており、2名の職員が担当している。

⑤ 町男女共同参画基本計画(改訂版)は、「かつらぎ町長期総合計画」はもちろん、

国や県の基本計画と整合性をもった計画となっており、計画の期間は、平成 24 年から平成 33 年（2021 年）までの 10 年間である。

町男女共同参画基本計画（改訂版）は、「男女が共に社会のあらゆる分野に、対等なパートナーとして、参加・参画し共に責任を担い、お互いの人権が尊重され、生まれてよかった、住んでよかったと言える“まちづくり”男女共同参画社会実現」をめざして取り組むことを基本的に考えている。

そのための基本目標として、1. 町の施策・方針の決定過程への女性の参画拡大 2. 就労における男女の雇用機会均等法と待遇の確保 3. 男女共同参画社会を推進していくための教育の充実 4. 農山村家庭における男女共同参画社会の確立 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援 6. 高齢者が安心して暮らせるために 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 8. 生涯を通じた女性の健康支援 の 8 つを基本目標にしている。

庁内推進体制の整備は、まだ十分なものとはなっていないようである。

条例制定は、予定されていない。

なお、男女共同参画の担当が町長部局でなく、教育委員会の中の生涯学習課であることについて、何ら不便も支障もないとのことである。

（3）九度山町

① 九度山町は、人口 4,797 人の自治体である。

総職員 88 人、その中、一般行政部門の職員 61 人、町議会議員定数 12 人という規模である。

② 九度山町は、昭和 47 年（1972 年）に初めて長期総合計画を策定して以来、計画に沿ってまちづくりを進めてきた。現行の「九度山町第 4 次長期総合計画」は、平成 23 年（2011 年）に策定され、計画の期間は、平成 23 年から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間とされている。また、前期基本計画は、平成 23 年から平成 27 年（2015 年）までの 5 年間とされている。

③ 上記長期総合計画は、九度山町におけるまちづくりの将来像を明確にし、将来目標とその目標達成のための施策の方向を定めたものであり、町行政の基本方針となるものであり、町の最上位の計画と位置づけられている。もちろん、国の「国土形成計画」（2008 年）、「近畿圏広域地方計画」（2009 年）や県の「和歌山県長期総合計画」（2008 年）との整合性が図られている。

④ 基本構想によれば、『知恵と対話』で守り創造する自然と歴史・文化のわがふるさと紀州九度山」をつくることが基本目標となっている。そして、これを実現するため、1. 元気ある交流のまちづくり 2. 自然の実りを活かした産業の振興 3. 安全・安心でうるおいのあるまちづくり 4. 豊かなこころを育む教えと学びのまちづくり 5. 健やかでやすらぎのあるまちづくり 6. 住民との協働と効率的な行財政運営等の推進 の 6 つの計画目標が設定されている。そして、上記の 4 番目の計画目標である豊かなこころを育

む教えと学びのまちづくりを実現するための1つとして「社会教育の充実」がめざされている。

⑤ 町前期基本計画によれば、社会教育の充実のため、男女共同参画社会の実現が重要な課題とされている。町は、これまでそうした社会実現の取り組みを行ってきたが不十分であり、今後は、これまでのような知識の習得や意識啓発だけではなく、地域の持つ課題に対し、男女共同参画の視点を活かしつつ実践的な面に重点を置いた取り組みの推進が必要だとしている。

男女共同参画社会実現のための主要施策として、1. 女性の社会参加の推進 2. 町政における男女共同参画の推進 が述べられている。後者の具体例として、町審議会委員等への女性の参画、町女性職員の職域拡大と管理職への積極的な登用があげられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、教育委員会の社会教育課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は策定されていない。庁内連絡会議は設置されていない。条例制定の予定はない。

(4) 高野町

① 高野町は、人口3,471人の自治体である。

総職員132人、その中、一般行政部門の職員68人、町議会議員定数11人という規模である。

② 高野町は、平成14年(2002年)に国際的な宗教都市として、「こころのふるさとにふさわしい魅力あるまち」を基本理念に、計画期間10年の「第2次高野町長期総合計画」を策定し、これに沿ってまちづくりを行ってきた。しかし、社会・経済情勢等の大きな変化のため従来の計画では対応しきれない諸課題への柔軟かつ迅速な対応が必要になったため、上記第2次長期総合計画の平成23年(2011年)の最終年度前ではあったが、平成20年(2008年)に「第3次高野町長期総合計画」を策定した。計画の期間は、平成21年(2009年)から平成30年(2018年)までの10年間である。また、前期基本計画は、平成21年から平成25年(2013年)までの5年間である。

③ 本長期総合計画は、「宗教環境都市」高野町の基本的方向と将来目標を明確に示し、その目標実現のために取り組む施策を定めたもので、町行政の基本的方針となるまちづくりの総合計画と位置づけられている。もちろん、国、県、広域などの計画との整合性が図られている。

④ 基本構想によれば、町の将来像を「歴史と文化を守り伝える“こころ”豊かな高野町」としている。その実現に向け、基本行動目標として、1. こころふれあう健康と安心のまちづくり 2. まちの誇りを次世代へ伝え育てる魅力あるまちづくり 3. 歴史・伝統に培われた風格と魅力ある快適なまちづくり 4. 産業の育成による豊かなまちづくり 5. 人々との交流による活力あるまちづくり の5つが設定されている。

⑤ 町前期基本計画によれば、男女共同参画推進に関わるものとして、社会参画の仕組みづくり、学校教育の充実、社会教育の推進があげられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、教育委員会事務局となっており、1名の職員が担当している。

⑦ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は策定されていないが、検討中とのことである。庁内連絡会議の設置も検討中である。条例制定の予定はない。

(5) 湯浅町

① 湯浅町は、人口 13,238 人の自治体である。

総職員 146 人、その中、一般行政部門の職員 112 人、町議会議員定数 10 人という規模である。

② 湯浅町は、平成 2 年（1990 年）に第一次長期総合計画を策定し、さらに平成 13 年（2001 年）に第二次長期総合計画を策定し、計画的な行政運営によりまちづくりを推進してきた。現行の「第三次湯浅町長期総合計画」は平成 22 年（2010 年）に策定され、計画の期間は、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間である。

③ 上記長期総合計画は、湯浅町のまちづくりを推進するための最高指針と位置づけられている。本計画策定にあたり、国の「国土形成計画（全国計画）」（平成 20 年）、近畿圏広域地方計画（平成 21 年）や、県の「和歌山県長期総合計画」（平成 20 年）を上位計画としている。

④ 基本構想において、「あらゆる分野で男女が共に参画し、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現」に努めることがうたわれ、それをうけた基本計画において、男女共同参画社会の実現がとり上げられている。具体的には、男女共同参画基本計画の策定、女性の登用、公職への参画推進が述べられている。

⑤ 湯浅町は、平成 22 年（2010 年）実施の男女共同参画に関する町民アンケート、職員研修会、平成 23 年（2011 年）実施の男女共同参画懇話会（子育て世代対象）、庁内ヒアリング、男女共同参画懇話会（団塊の世代・高齢者対象）、町民人権学習会、男女共同参画基本計画策定委員会の開催等を行ったうえで、平成 24 年（2012 年）に「湯浅町男女共同参画基本計画」を策定した。

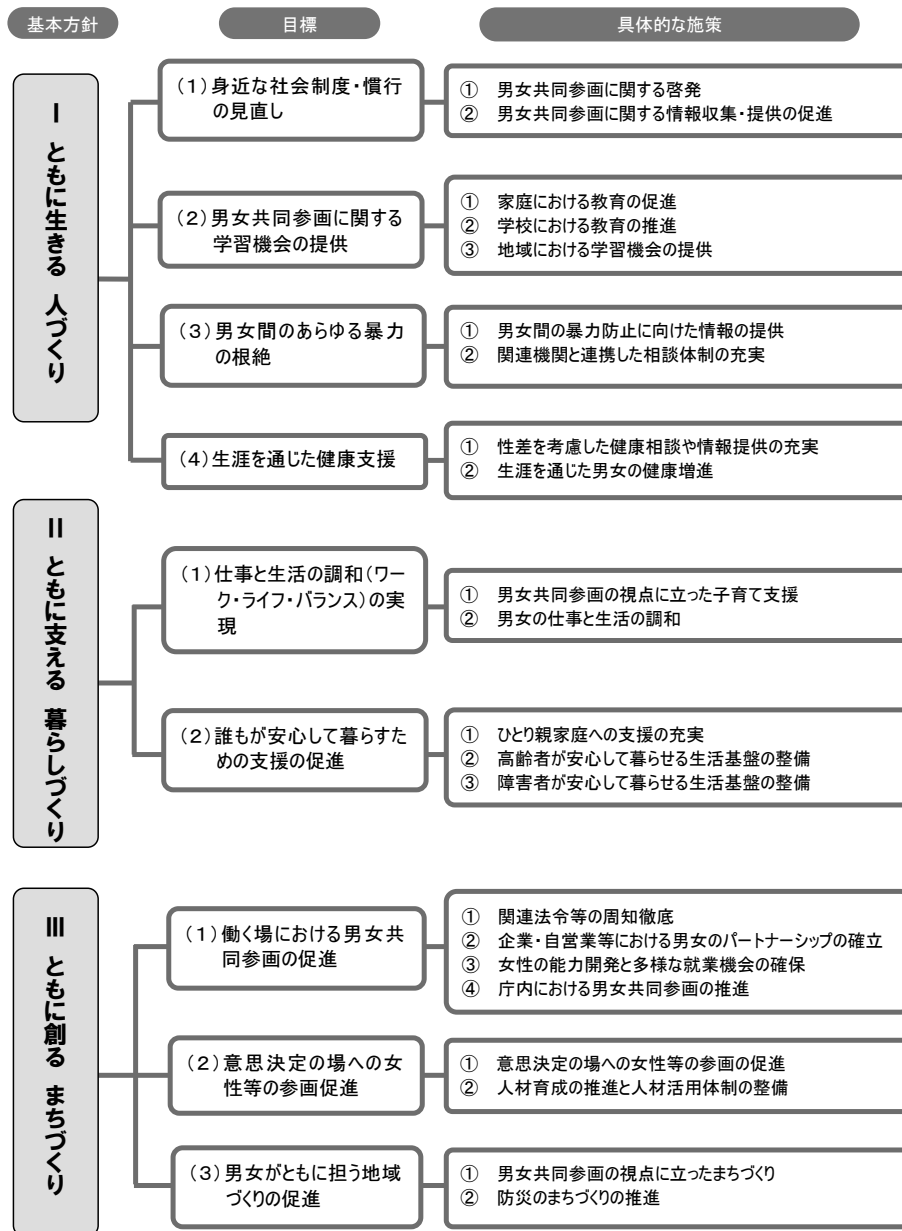
⑥ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 町男女共同参画基本計画は、湯浅町の長期総合計画はもちろん、国や県の関連計画と整合が図られ、計画の期間は、平成 24 年（2012 年）から平成 28 年（2016 年）までの 5 年間である。

⑧ 上記計画の基本理念として、「みんなで協力 つれもて創ろう 男女に輝くまちゆあさ」が掲げられている。そして、基本方針として、1. ともに生きる 人づくり 2. ともに支える 暮らしづくり 3. ともに創る まちづくり の 3 つが述べられている。

⑨ 男女共同参画をめぐるあらゆる課題に対して、対応できる庁内推進体制の充実が

湯浅町男女共同参画基本計画のイメージ図 (湯浅町作成)



予定されているが、まだ出来ていないようである。

条例の制定に意欲があるようだ。

(6) 広川町

① 広川町は、人口 7,677 人の自治体である。

総職員 89 人、その中、一般行政部門の職員 67 人、町議会議員定数 10 人という規模である。

② 現行の「第3次広川町長期総合計画」は、平成23年（2011年）3月に策定され、計画の期間は、平成23年から平成32年（2020年）までの10年間となっている。また、前期基本計画は、平成23年から平成27年（2015年）までの5年間である。

③ 上記長期総合計画は、広川町のめざすべき将来像を示し、まちづくりの基本目標とその実現のための政策を明らかにし、10年の計画期間中のまちづくりの指針となるものであり、本計画に基づき、あらゆる分野の取り組みを総合的かつ計画的に展開する、としている。

本長期総合計画の特色は、少子高齢化の進行、地方分権の進展、人口の都市部への流出など、広川町の状況をふまえ限られた資源の有効活用が必要だとし、これまでのように単なる総花式網羅的な計画ではなく、住民とともに考え、活動することができる、協働の成果が実感できる現実的な計画とする点である。住民と行政の協働によるまちづくりの推進が強調されている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの基本理念として、1. 心の豊かさと安全・安心な環境を創造する「いつまでも住みたい」まち 2. ひと・もの・情報が活発に行き交う「活力あふれる」まち 3. 住民と行政が協働し、「持続的に発展する」まち の3つがあげられている。

上記基本理念の下に、まちづくりの基本目標として、1. 快適で便利なまちづくり 2. 健康と福祉のまちづくり 3. 地域でつくる安全・安心のまちづくり 4. みんなでつくる活力あるまちづくり 5. 魅力ある教育と文化継承のまちづくり 6. 住民参加のまちづくり の6つが立てられている。その第5の「魅力ある教育と文化継承のまちづくり」という目標を達成するための1つとして、女性の社会進出を後押しし、男女が平等に仕事、家庭、地域の活動に参画できる社会の実現をめざすための男女共同参画の推進があげられている。

⑤ 町基本計画によれば、男女共同参画の推進のため、1. あらゆる分野の政策・方針の決定及び実施の場への男女共同参画の推進 2. 仕事と家庭生活の両立（ワーク・ライフ・バランス）の推進 3. 人権の尊重と男女共同参画への意識改革 4. 男女共同参画推進計画の策定 の4つに取り組むことが決意されている。

さらに、住民一人ひとりの活動として、あらゆる分野において、性別による固定的役割分担を見直すことが求められているのが特色である。

⑥ 男女共同参画の担当課は、総務政策課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 広川町は、第3次長期総合計画は、現実的な計画としたと述べており、10年後の広川町の姿を「男女が、社会の対等なパートナーとして、共に責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、性別に関係なく個性と能力を発揮できる社会が実現されています」と思い描いている。

⑧ 広川町は、平成26年（2014年）に「広川町男女共同参画基本計画」を策定した。庁内連絡会議の設置は検討中である。

条例制定の予定はない。

(7) 有田川町

① 有田川町は、平成 18 年（2006 年）に旧吉備町、旧金屋町及び旧清水町の 3 町合併により誕生した人口 27,568 人からなる自治体である。

総職員 377 人、その中、一般行政部門の職員 223 人、町議会議員定数 16 人という規模である。

② 有田川町は、合併翌年の平成 19 年（2007 年）に「第 1 次有田川町長期総合計画」を策定した。計画の期間は、平成 19 年（2007 年）から平成 28 年（2016 年）までの 10 年間である。

③ 本長期総合計画は、旧 3 町のさまざまな施策や合併協議において策定されためざす将来像、まちづくりの基本方針を定めた新町まちづくり計画を踏まえ、まちづくりを推進していくための中長期的な視野に立った基本的指針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの基本理念として、1. 安らぎのあるまちづくり 2. 快適なまちづくり 3. 生きがいのあるまちづくり の 3 つがあげられている。

⑤ 前期基本計画（平成 19 年から平成 23 年まで）によれば、6 つのまちづくりの基本方針が示されており、その中の 1 つに「ふれあい、学びあい、生き生きとした暮らし育むまち」がある。その具体策の 1 つとして、「心の豊かさを育む社会教育の推進」があげられ、「男女共同参画社会の実現」のために、1. 男女共同参画に対する意識の高揚 2. 女性の社会参画の促進 がとりあげられている。

現行の後期基本計画（平成 24 年から平成 28 年まで）にも同様の計画がとりあげられている。

⑥ 合併前の旧吉備町では平成 13 年（2001 年）に「吉備町男女共同参画プラン（コンチェルト）」、旧金屋町では平成 17 年（2005 年）に「金屋町男女共同参画プラン」が策定され、施策が実施されてきていた。

合併後、有田川町は、平成 20 年（2008 年）から男女共同参画基本計画策定検討委員会、住民意識調査、団体ヒアリング調査、地区座談会、庁内ヒアリング調査、パブリックコメント実施などを行ったうえで、平成 21 年（2009 年）に「有田川町男女共同参画計画～コンチェルト～」を策定した。

⑦ 基本計画の中で、男女共同参画が社会教育の一部として位置づけられているからであろうか、男女共同参画の担当課は、教育委員会の社会教育課となっており、2 名の職員が担当している。

⑧ 町男女共同参画基本計画は、平成 17 年（2005 年）の国の基本計画（第 2 次）と、平成 19 年（2007 年）の県の基本計画（改訂版）の内容と整合が図られるとともに、町長期総合計画及び関連計画との整合も図られながら、合併前の旧町の計画をも踏まえ、策定された。

有田川町男女共同参画計画の体系 (有田川町作成)



計画の期間は、平成 21 年から平成 25 年（2013 年）までの 5 年間である。

⑨ 本計画の基本理念は、「人と自然が織りなし ひろがる パートナーシップのまち有田川」である。その下で、基本目標として、1. 男女共同参画をめざす意識づくり 2. 男女共同参画の推進による豊かな地域社会づくり 3. 男女がともにいきいきと働ける環境づくり 4. 男女がともに健やかに安心して暮らせる体制づくり の 4 つが掲げられている。

⑩ 本計画の特徴の第一は、行政、住民、事業主、地域・団体、学校のそれぞれが担う役割を明確に示していることである。第二は、54の具体的施策を推進する担当課を明示していることである。

一方で、施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理するための「男女共同参画推進委員会」（仮称）が設置予定になっているが、現在までのところ出来ていない。町外部の委員で構成される有田川町男女共同参画懇話会が存在するが、庁内連絡会議の設置が待たれるところである。

条例の制定に意欲があるようであり、近い将来、条例制定がなされると思う。

（8）美浜町

① 美浜町は、人口7,843人の自治体である。

総職員90人、その中、一般行政部門の職員58人、町議会議員定数10人という規模である。

② 現行の「第5次美浜町長期総合計画」は、平成22年（2010年）に策定され、計画の期間は、平成23年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年間となっている。また、前期基本計画は、平成23年から平成27年（2015年）までの5年間である。

③ 美浜町では、これまで4次にわたり長期総合計画を策定し、長期的な行政運営の総合的指針としてきたが、近年の社会・経済情勢や核家族化・少子化、ライフスタイルの多様化等の進展に伴い、多様化する住民ニーズを的確に捉えた着実なまちづくりをめざすことの重要性を認識するようになった。そこで、第5次長期総合計画では、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進するため、第4次長期総合計画（平成13年から平成22年まで）を踏襲しつつ、その延長線において、策定したという。

④ 本長期総合計画は、美浜町における計画体系の最上位計画として位置づけられている。

⑤ 地方自治法第2条第4項の規定（当時）に基づき策定すると明示されている基本構想によれば、まちづくりの基本目標として、1. 安心と安全～緑が映えるまちづくり～ 2. 笑顔と健康～みんなで育むまちづくり～ 3. 汗と希望～未来に羽ばたくまちづくり～ の3つが呈示されている。

⑥ 町基本計画によれば、上記3つの基本目標を達成するために、1. 快適な定住環境の整備 2. 美しい自然環境の継承 3. 安心・安全に暮らせる環境の整備 4. 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築 5. 人と地域が輝く教育・文化の充実 6. つながりで支えあう産業振興 7. 協働のまちづくり体制の構築 の7つの施策分野群の目標が示されている。

しかし、以上の計画の中に男女共同参画推進に関する記載を見つけることは出来なかった。

⑦ 男女共同参画の担当課は、総務政策課となっており、1名の職員が担当している。

- ⑧ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は、未だ検討されていない。
庁内連絡会議の設置も検討されていない。
条例制定の予定はない。

(9) 日高町

- ① 日高町は、人口 7,900 人の自治体である。

総職員 90 人、その中、一般行政部門の職員 63 人、町議会議員定数 11 人という規模である。

② 現行の「第 5 次日高町長期総合計画」は、愛称を「みんなの日高 2020 プラン」と呼び、平成 22 年（2010 年）に策定され、計画の期間は、平成 23 年（2011 年）から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間となっている。また、前期基本計画は、平成 23 年から平成 27 年（2015 年）までの 5 年間である。

③ 上記長期総合計画は、日高町民にとってはまちづくりに参画・協働するための共通目標として、また、日高町行政においては自立した日高町を経営するための総合指針としての役割を持っており、あらゆる行政活動の基本となる日高町の最上位計画として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの基本理念として、1. 定住の地として選ばれるまちづくり 2. 活力とにぎわいを生み出すまちづくり 3. 町民と行政との協働のまちづくり の 3 つがあげられている。

めざす将来像としては、「海と緑と人が結び合う 笑顔あふれる定住拠点・ひだか」が思い描かれている。

将来像実現のための分野ごとの目標として、1. 健康で安心して暮らせるひだか 2. 美しく快適で安全なひだか 3. 豊かでのにぎわいあふれるひだか 4. 人が輝き文化がかおるひだか 5. 発展への基盤が整ったひだか 6. とともに生き、ともにつくるひだか の 6 つが立てられている。その第 6 の「ともに生き、ともにつくるひだか」という分野目標の下に展開する施策項目として、1. 人権尊重 2. 男女共同参画 3. コミュニティ 4. 協働のまちづくり 5. 自治体経営 の 5 つが定められている。

ここでは、男女が社会のあらゆる分野に対等な立場で参画し、個性や能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成に向け、男女平等に関する意識の改革や暴力の根絶に向けた取り組み、政策・方針を決定する場への女性の参画促進をはじめ、条件・環境整備を進めることが述べられている。

⑤ 町前期基本計画によれば、日高町では、性別による固定的な役割分担意識や、これに基づく社会慣行が依然として残っているほか、男女が平等に生活や活動ができる社会環境の整備についても十分とはいえない状況にあるという。このため、今後の課題は、男女共同参画に関する指針づくりと、その下での男女共同参画を促す具体的な取り組みを進めていくことだと述べている。

課題に取り組む主要施策として、1. 男女共同参画に関する指針の策定 2. 男女共同参画についての啓発等の充実 3. 男女共同参画の社会環境づくり 4. 暴力の根絶に向けた取り組みの推進 の4つがあげられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、住民福祉課となっており、県内 21 町村では最多の 3 名の職員が担当している。

⑦ 上記で見たように、男女共同参画施策推進のための行動計画等は検討中であり、近い将来策定されるだろう。

庁内連絡会議の設置も検討中だそうである。

条例制定には言及されていない。

(10) 由良町

① 由良町は、人口 6,445 人の自治体である。

総職員 85 人、その中、一般行政部門の職員 60 人、町議会議員定数 10 人という規模である。

② 現行の「第 4 次由良町総合計画」は、平成 18 年（2006 年）に策定され、計画の期間は、平成 18 年から平成 27 年（2015 年）までの概ね 10 年間となっている。また、後期基本計画は、平成 23 年（2011 年）から平成 27 年までの概ね 5 年間である。

③ 上記総合計画は、今後の由良町が目指すべき姿を明確にし、その実現に向けて、町民と一丸となって取り組むための指針として位置づけられている。なお、本計画のサブタイトルは、「“生き生きと暮らせる幸せ”を求めて」となっている。

④ 基本構想によれば、まちづくりのテーマとして、1. 健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり 2. 安全で住みやすく美しいまちづくり 3. 人を育み思いやりの心を育てるまちづくり 4. 人・もの・情報が行き交うまちづくり 5. 個性と活力に溢れる地域産業のあるまちづくり の 5 つがあげられている。その第 1 の「健やかで生きがいをもって暮らせるまちづくり」というまちづくりテーマの下に展開する施策の大綱として、1. 少子化対策の推進 2. 高齢化対策の推進 3. 福祉・保健・医療サービスの充実 4. 地域コミュニティづくりの推進 5. 人権尊重の推進 の 5 つが定められている。

この人権尊重について、依然として理解と認識が十分とはいえず、その精神が生活に根付いているとはいえない状況であり、このため、学校、職場、地域社会のあらゆる場で人権意識の高揚に取り組み、一人ひとりが生活の中で実践していけるよう普及・啓発に努めることが述べられている。

⑤ 町基本計画によれば、上記基本構想の中で施策大綱の 1 つとされている「人権尊重の推進」につき、施策の方向として、1. 人権意識の高揚 2. 男女共同参画の推進 の 2 つがあげられている。

男女共同参画の推進のため、1. 男女平等を支える人権意識の啓発、学校教育や生涯学習などにおける男女平等教育の推進、社会活動への女性参画の促進 2. 講習会や広報活

動などの様々な機会を通じて、男女が平等にまちづくりに参画する意識の啓発 3. 固定的な性別役割分担意識の変革を目指し、事業所等の理解を求めながら、女性が生き生きと働くことのできる職場づくりの推進 の3つがあげられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、住民福祉課となっており、1名の職員が担当している。

⑦ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は、未だ検討されていない。

庁内連絡会議の設置も検討されていない。

条例制定の予定はない。

(11) 印南町

① 印南町は、人口 8,875 人の自治体である。

総職員 92 人、その中、一般行政部門の職員 65 人、町議会議員定数 12 人という規模である。

② 印南町は、昭和 42 年（1967 年）から 4 次にわたり長期総合計画を策定して、個性あるまちづくりを進めてきた。現行の「第 5 次印南町長期総合計画」は、平成 23 年（2011 年）に策定され、計画の期間は、平成 23 年から平成 32 年（2020 年）までの 10 年間となっている。また、前期基本計画は、平成 23 年から平成 27 年（2015 年）までの 5 年間である。なお、長期総合計画策定の際に、全世帯配布の住民アンケートと全中学生への配布によるアンケート調査を行っていることが注目される。

③ 上記長期総合計画は、まちづくりの基本理念とともに、10 年後の印南町の将来像を定め、それを実現するための基本方針、基本施策、まちづくりの主体及び姿勢などを示した町政運営の長期的な基本方針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの基本理念を、住民・事業者・関係団体・行政がそれぞれに果たすべき責任と役割を分担しながら、相互に補完・協力していく協働によるまちづくり、としている。

この基本理念を踏まえ、印南町の豊かな自然や歴史・伝統文化・産業などを大切に受け継ぎ、発展をめざす中で、だれもが郷土の魅力を再発見し、印南町に住み、学び、働くことに誇りを感じ、だれもが郷土を誇れるまちにしたいという考えから、まちの将来像を「誇りあふれる郷」と設定している。

この将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針として、1. 健やかに安心して暮らせる郷 いなみ 2. 自然と調和した安全・快適な郷 いなみ 3. いきいきと個性が発揮できる郷 いなみ 4. 地域の魅力が輝く交流の郷 いなみ 5. 次世代につなぐ郷 いなみ の5つが定められている。

⑤ 町前期基本計画によれば、上記基本方針の第 3 の「いきいきと個性が発揮できる郷 いなみ」のより具体的な施策の方向の 1 つとして、「男女共同参画社会の推進」があげられている。そのための主要施策として、1. 女性の社会参加の促進 2. 男女平等意識の確立 3. 女性が働きやすい環境の整備 の3つが述べられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、教育委員会の教育課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 印南町は、男女共同参画を社会教育の中に位置づけているように思われる。しかし、男女共同参画施策推進のための行動計画等は、未だ検討されていない。

庁内連絡会議の設置も検討されていない。

条例制定の予定はない。

(12) みなべ町

① みなべ町は、平成16年(2004年)に旧南部町と旧南部川村の合併により誕生した人口13,822人の自治体である。

総職員137人、その中、一般行政部門の職員95人、町議会議員定数14人という規模である。

② 現行の「みなべ町長期総合計画」は、平成19年(2007年)に策定され、計画の期間は、平成19年から平成28年(2016年)までの10年間となっている。また、基本計画も同じく10年間となっている。

③ 上記長期総合計画は、国・地方財政の硬直化、IT社会の到来、経済のグローバル化の急速な進展、少子高齢化の進行、人口減少社会の到来などに対応するとともに、地域資源と人材を活かし、町民みんなの知恵と行動によるまちづくりを進めるための指針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、恵まれた環境、基盤を持続的に発展させつつ、新しいまちとしての一体感のもとで人を育み、日本一元気なまちにしたいという想いから、まちの将来像を、「海・山・川の恵みの中で人が輝く快適なまち みなべ町」と表現している。そして、その将来像を実現するための政策として、1. 緑豊かで快適なまち 2. 永く住みたい魅力あるまち 3. 便利・安心・安全なまち 4. 町民参画と官民協働のまち 5. うめ日本一の元気なまち の5つがあげられている。その第2の「永く住みたい魅力あるまち」を実現するための施策として、1. 共に生きるまちづくり 2. 心豊かに学ぶまちづくり の2つが定められている。

⑤ 町基本計画によれば、上記施策の第1の「共に生きるまちづくり」のための1つとして、「人権施策の総合的推進」があげられている。内容は、「人権施策の充実」と「男女共同参画の社会づくり」の2つが予定されている。後者の具体策として、男女共同参画社会の実現に向け、啓発活動や体制づくりに努めることが述べられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、1名の職員が担当している。

⑦ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は、未だ検討されていない。

庁内連絡会議の設置も検討されていない。

条例制定の予定はない。

(13) 日高川町

① 日高川町は、平成 17 年（2005 年）に旧川辺町、旧中津村、旧美山村の 3 町村の合併により誕生した人口 10,622 人の自治体である。

総職員 198 人、その中、一般行政部門の職員 147 人、町議会議員定数 12 人という規模である。

② 合併前の川辺町・中津村・美山村合併協議会が平成 16 年に策定した「新町まちづくり計画」を基本に、新たな時代のまちづくりの指針として、日高川町は、平成 20 年（2008 年）に「日高川町長期総合計画」を策定した。計画の愛称を「日高川ネットワークプラン」と定めている。計画の期間は、平成 20 年から平成 29 年（2017 年）までの 10 年間となっている。また、現在の後期基本計画は、平成 25 年（2013 年）から平成 29 年までの 5 年間である。

③ 本長期総合計画は、当時の地方自治法第 2 条第 4 項において策定が義務づけられていた日高川町の最上位計画として位置づけられている。この計画の役割として、1. 町民みんなのまちづくりの共通目標 2. 自主自立のまちづくりに向けた経営指針 3. 国・県・周辺市町に対する日高川町の主張 の 3 つがあげられている。

日高川町は、本計画の特徴として、1. 町民みんなが共感・共有できる、わかりやすく親しみやすい計画 2. 行財政改革と連動した、より一層効率的な経営をめざした計画 3. 特性・資源を生かし、日高川町らしいまちづくりを進める、明るく積極的な計画 の 3 つがあると自負している。

④ 基本構想によれば、まちづくりの基本原則として、1. 「日高川ネットワーク」の形成 2. 「環境と健康」の重視 3. 「日高川ブランド」の創造 の 3 つが示されており、それらの下で日高川町の将来像を「人の和、地域の和でつくる元気創造空間 日高川町」として描いている。このような将来像を実現するために、6 つの政策目標が立てられ、その 1 つに「共につくる自立したまち」がある。

⑤ 現行の後期基本計画によれば、「共につくる自立したまち」という政策目標を達成するため、5 つの施策項目があげられている。その 1 つに「男女共同参画の促進」が設定されている。

男女共同参画の促進のための主要施策として 1. 男女共同参画社会への意識改革の推進 2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 3. 労働・雇用における男女共同参画の促進 4. 男女共同参画に関する相談体制の充実 の 4 つが打ち出されている。

⑥ 町は、平成 21 年（2009 年）10 月に「日高川町男女共同参画基本計画」を策定した。本計画は、国及び県の男女共同参画基本計画を勘案し、また日高川町の上位計画である上記長期総合計画に掲げる施策方針を具体化し、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な計画である。

この計画の期間は、平成 21 年から平成 26 年（2014 年）までの約 5 年間とされている。

男女共同参画の担当課は、教育委員会の生涯学習課となっており、1名の職員が担当している。

⑦ 本男女共同参画基本計画の基本的な視点として、1. 男女の人権尊重と相互協力 2. 性別による固定的な役割分担意識の根絶 3. 対等に社会を維持する義務と責任の自覚の3つが留意されている。

上述の後期基本計画のところでも述べたものと同様に、本計画においても、男女共同参画社会の実現をめざし、1. 男女共同参画社会への意識改革の推進 2. 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 3. 労働・雇用における男女共同参画の促進 4. 男女共同参画に関する相談体制の充実 の4つの主要施策が掲げられている。それらにより、1. 一人ひとりがお互いを認め合い、尊重しあう意識づくり 2. 様々な場面で男女が力を合わせ、個性と能力を発揮できる社会づくり 3. 男女がいきいきと働ける就労環境づくり 4. 男女が心身ともに健康で安心して暮らせるまちづくり の方向に導こうとしている。

⑧ 庁内のあらゆる分野の職員が男女共同参画についての理解を深め、その必要性について意識の共有・強化を図りながら、総合的な施策の展開・実施に努めることが町男女共同参画基本計画の中でうたわれている。しかし、そのための庁内連絡会議の設置は未だ検討されていないようである。

条例制定の予定はない。

(14) 白浜町

① 白浜町は、平成18年(2006年)に旧白浜町と旧日置川町の合併により誕生した人口22,833人の自治体である。

総職員352人、その中、一般行政部門の職員199人、町議会議員定数14人という規模である。

② 現行の「第1次白浜町長期総合計画」は、平成19年(2007年)に策定され、計画の期間は、平成20年(2008年)から平成29年(2017年)までの10年間となっている。また、基本計画も同じく10年間となっている。

③ 上記長期総合計画は、合併前に法定合併協議会が策定した「新町まちづくり計画」をふまえ、中長期的な視点からの新たなまちづくりの指針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの理念として、1. 個性を生かすまちづくり 2. 連携と協働のまちづくり 3. お互いの顔が見えるあたたかいまちづくり の3つがあげられている。

これらをうけ、まちの将来像を「輝きとやすらぎと交流のまち 白浜 ～住んでよい、訪れて楽しいふれあいのまちづくり～」としている。

このような将来像を実現するため、まちづくりの基本方向として、1. こころに誇り・生きがいの持てるまち 2. だれもが安心・安全に暮らせるまち 3. 住民と行政が力をあわせるまち 4. 地域資源を生かした活力のあるまち 5. 快適で生活環境が充実したま

ちの5つの政策(テーマ)を設定している。その第1の「ここに誇り・生きがいの持てるまち」という政策目標として 1. 生涯学習の充実 2. 人権尊重と男女共同参画社会の形成 3. 学校教育の充実 4. 家庭教育の充実 5. 青少年の健全育成 6. 歴史・文化の保存・伝承と文化活動の振興 7. スポーツ・レクリエーションの推進 の7つの基本方向をめざすことが述べられている。

1つ気になることは、上記基本方向の第2の「人権尊重と男女共同参画社会の形成」の説明として、「人権についての意識高揚のため、学習や啓発などを進め、男女、地域、世代間の役割や協調の重要性を理解しあい、人権尊重を根源とした共に生きる社会の確立を目指します」としている点である。男女の役割の重要性を理解しあうこと、すなわち固定的な男女の役割分担をめざすと誤解されるおそれがあるのではないだろうか。

⑤ 町基本計画によれば、合併前の旧白浜町は「白浜町男女共生社会づくり推進懇話会」を設置し、平成16年(2004年)には懇話会提言書がまとめられていた。また、旧日置川町も庁内男女共生推進委員会を中心に各種の取り組みが行われてきていた。合併後も関係団体や各種女性団体との連携や支援を行うとともに、お互いの人権を尊重し、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりの施策を推進するとしている。

その施策の内容として、1. 人権学習・人権啓発の推進 2. 人権施策の推進 3. 男女共同参画施策の推進 の3つが示されている。第3の「男女共同参画施策の推進」として、具体的には、1. 白浜町男女共同参画プランの策定 2. 民間団体や各種女性団体との連携・支援 3. 女性に対する人権侵害等について対応可能な相談体制の充実 の3つが述べられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 上記基本計画で述べられているように、白浜町は、平成25年(2013年)、「白浜町男女共同参画基本計画」を策定した。

計画策定後には、男女共同参画関連施策を総合的・計画的・効果的に推進するため、総合調整や進行管理を行うことのできる推進体制の構築が検討され、「白浜町男女共同参画ワーキンググループ」が設置された。

条例制定は課題であるが、まずは意識改革に取り組むとのことである。

(15) 上富田町

① 上富田町は、人口15,358人の自治体である。

総職員121人、その中、一般行政部門の職員88人、町議会議員定数12人という規模である。

② 上富田町は、昭和51年(1976年)に第1次長期総合計画を策定し、そして昭和63年(1988年)に第2次総合計画を、さらに平成13年(2001年)に第3次総合計画を策定し、「明るく豊かな町づくり」を基本理念として町づくりを推進してきた。現行の「第4次上富田町総合計画」は、平成22年(2010年)に策定され、計画の期間は、平成23

年（2011年）から平成32年（2020年）までの10年間である。

③ 上記総合計画策定の根拠を（当時の）地方自治法第2条第4項に求め、総合計画は、自治体の最上位計画として、10年後の将来像やまちづくりの方向性を示すものであり、これにより、町の様々な分野にわたる施策を、一つの方向性のもとに計画的に推進していくことができるとしている。

④ 基本構想において、従来と同じく「明るく豊かなまちづくり」を基本理念とし、『みんなが学んで花ひらく^{くちくまの}口熊野かみとんだ』～自立と協働のまちづくり～をまちづくりの将来像としている。その上で「しあわせなまちづくり」「教育と文化のまちづくり」「魅力あるまちづくり」の3つの基本目標を掲げ、第2の「教育と文化のまちづくり」のための施策の6つの大綱の1つに「人権意識の高揚と男女共同参画の推進」があげられ、「男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、自立した個人として、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画を進め」ることが述べられている。

⑤ 基本構想をうけた基本計画において、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、計画的に推進するために、「上富田町男女共同参画基本計画」を軸に実施していく必要性が述べられている。

⑥ 上富田町は、平成20年（2008年）実施の「上富田町男女共生町づくりに関する町民意識調査」、同年設置の住民等で構成される「上富田町男女共生町づくり推進懇話会」、庁内職員で構成される「上富田町男女共同参画社会づくり推進委員会」の意見などを求め、また和歌山県青少年・男女共同参画課、和歌山県男女共同参画センター「りいぶる」による情報提供、技術的助言を受けたりしながら、平成22年（2010年）4月「上富田町男女共同参画基本計画」～わくわくすすくすくプラン～を策定した。

⑦ 男女共同参画の担当課は、総務政策課まちづくりグループとなっており、1名の職員が担当している。

⑧ 町男女共同参画基本計画は、男女共同参画社会基本法第9条に基づく法定計画であり、和歌山県男女共同参画基本計画、上富田町次世代育成支援行動計画（平成22年改定）、上富田町地域福祉計画（平成21年策定）との整合性を図った計画であり、上述の第4次上富田町総合計画に施策を盛り込み推進している。計画の期間は、平成22年から平成32年（2020年）までの10年間である。

⑨ 計画に基本理念として、住民が安心して子どもを生み、健やかに育てることができ、男女がわくわくと子どもがすすくと暮らせるまちをめざすことが述べられている。

⑩ 上富田町は、男女共同参画基本計画の策定2年後の平成24年（2012年）上富田町男女共同参画推進条例を制定、施行している。県内の自治体では初めての条例制定である。条例については、別に取りあげることとする。

(16) すさみ町

① すさみ町は、人口4,628人の自治体である。

総職員 133 人、その中、一般行政部門の職員 68 人、町議会議員定数 10 人という規模である。

② すさみ町には、これまで、幸福と繁栄を前提に、豊かで健康なまちづくりを目標とした「すさみ町長期総合計画」（昭和 50 年〔1975 年〕策定）、快適かつ住民生活の向上をめざした豊かで、明るく、住みやすいまちづくりを目標とした「すさみ町第 2 次長期総合計画」（昭和 62 年〔1987 年〕策定）、町民一人ひとりが住んで良かったと実感できるまちづくりを目標とした「すさみ町第 3 次長期総合計画」（平成 17 年〔2005 年〕策定）があったが、平成 22 年（2010 年）に現行の「第 4 次すさみ町長期総合計画」が策定された。この計画の期間は、平成 22 年から平成 31 年（2019 年）までの概ね 10 年間となっている。また、基本計画も同じく概ね 10 年間となっている。

③ 本長期総合計画は、町行政の総合的かつ計画的運営のため、望ましい町の将来像とその達成のための施策の大綱を定め、諸計画及び諸政策を実現していくための指針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、まちづくりの目標として、1. 豊かな自然を守るうるおいのある美しいまちづくり 2. 教養を高め歴史と伝統にまなぶ文化のかおるまちづくり 3. スポーツに親しみ健康で希望にみちた明るいまちづくり 4. たがいに助けあう平和で楽しいまちづくり 5. 働くことを大切にする活力あふれるまちづくり の 5 つの柱が示されている。

⑤ 基本計画を含めて町長期総合計画の中に、男女共同参画推進に関して明示的記載を見つけることは出来なかった。

⑥ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、1 名の職員が担当している。

⑦ 町は、平成 24 年（2012 年）に「すさみ町男女共同参画基本計画」を策定した。本計画は、男女共同参画に関する施策を総合的・計画的に推進していくための指針として位置づけられている。そして、国の「男女共同参画基本計画（第 2 次）」（平成 17 年策定）及び「和歌山県男女共同参画基本計画（改訂版）」（平成 19 年策定）を勘案し、「すさみ町次世代育成支援行動計画」や「すさみ町長期総合計画」及び関連計画との整合性を図って策定したという。

計画の期間は、平成 24 年から平成 33 年（2021 年）までの 10 年間となっている。

⑧ 本男女共同参画基本計画の基本理念として、「すこやかに さかえ みたされるハーモニーのまち すさみ町」が掲げられている。そして、基本目標として、1. 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり 2. 男女共同参画の推進による豊かな地域づくり 3. 男女がともにいきいきと働ける環境づくり 4. だれもが健やかに安心して暮らせるまちづくり の 4 つが立てられている。

さらに、男女共同参画社会の実現のための環境づくりを進めるため、行政、住民、事業主、地域・団体、学校の役割が示されている。

また、上記 4 つの基本目標を達成するため、63 の具体的施策の内容と主担当課があげ

られている。

⑨ 行政の役割の1つに、「町の男女共同参画社会の形成に向けて、あらゆる施策に男女共同参画の視点を取り入れ、総合かつ計画的に実施する」ことが本計画に書いてあるが、現在までそのための庁内連絡会議等は設置されていないようである。

条例制定の予定はない。

(17) 那智勝浦町

① 那智勝浦町は、人口16,860人の自治体である。

総職員314人、その中、一般行政部門の職員137人、町議会議員定数12人という規模である。

② 那智勝浦町は、昭和45年(1970年)から長期総合計画を策定し、計画的な行政運営に努めてきた。現行の「那智勝浦町長期総合計画」は、平成17年(2005年)に策定され、計画の期間は、平成18年(2006年)から平成27年(2015年)までの10年間となっている。また、後期基本計画は、平成23年(2011年)から平成27年までの5年間である。

③ 上記長期総合計画は、21世紀の那智勝浦町の発展と「豊かさとやさしさが溢れるまち」を実現するための施策のあらましを明らかにして、活力に満ちた個性豊かな那智勝浦町を創造する総合的な計画であり、まちづくりの指針として位置づけられている。

④ 基本構想によれば、町の自然を大切に守り、その自然の恵みと地域の個性を活かした産業を育成し、人々にやすらぎと活力を与え、文化の香り高い地域社会を形成する多機能を持ったまちづくりをめざすという考えから、町の将来像を「豊かさとやさしさが溢れる那智勝浦町」と設定している。

この将来像の実現に向け、まちづくりの基本方針として、1. 快適で安心して暮らせるまちづくり 2. 地域の個性を活かした活力のあるまちづくり 3. 健やかでやさしいまちづくり 4. 人間性をはぐくむまちづくり 5. 町民と行政がともに歩むまちづくりの5つが掲げられている。

⑤ 町後期基本計画によれば、上記基本方針の第4の「人間性をはぐくむまちづくり」のより具体的な施策分野として、1. 学校教育の推進 2. 生涯学習の推進 3. 文化財保護と文化振興 4. 男女共同参画社会の実現 の4つが示されている。その第4の「男女共同参画社会の実現」のための施策方向として、1. 女性の社会参加の推進 2. 女性の労働条件の改善 の2つが述べられている。

⑥ 男女共同参画の担当課は、総務課となっており、2名の職員が担当している。

⑦ 男女共同参画施策推進のための行動計画等は、未だ検討されていない。

庁内連絡会議の設置も検討されていない。

条例制定の予定はない。

なお、町には「那智勝浦町人権・同和行政基本計画」に基づく人権行政があり、「那智

勝浦町人権尊重の社会づくり条例」が平成 14 年（2002 年）に制定されている。このような経験を、男女共同参画推進行政にも活かしてはどうであろうか。

(18) 串本町古座川町衛生施設事務組合

① この事務組合は、地方自治法第 1 条の三第 3 項に規定する特別地方公共団体としての一部事務組合であり、昭和 39 年にできた同事務組合同規約によれば、串本町及び古座川町の 2 町をもって組織され、両町のし尿処理施設及びごみ処理施設の設置並びに管理運営に関する事務を共同処理することを目的としている。

総職員 4 人、組合議会議員数 9 人という規模である。

② 串本町及び古座川町は、それぞれの町自体、男女共同参画推進のための条例も行動計画も持っていない。

③ この事務組合は、し尿処理施設「汚泥再生処理センター」整備事業を行うにあたり、平成 23 年 7 月「入札説明書」を配布した。本事業を締結しようとする落札者を総合評価一般競争入札により募集及び選定するにあたり、入札参加者にこれを配布し、入札参加者はその内容を踏まえ、入札等に必要な書類を提出することになる。

④ 入札説明書によれば、入札参加資格審査の申請には、「建設工事の施工実績」などと並んで「男女共同参画の取組状況について（様式第 8 号）」の書類提出が求められている。そして、添付資料として「男女共同参画の取組状況について（様式 8）」に関する建設業に係る女性技術者の雇用関係を証するもの及び資格を有することを証する書類。なお、監理技術者である場合は監理技術者証の写しのみで可とする。」ことの提出が求められている。

⑤ この事務組合の平成 22 年 3 月 8 日公布・施行の「建設工事総合評価落札方式実施要綱」によれば、事務組合の管理者（串本町長）は落札者決定基準等を予め公告又は通知することになっている。落札者決定基準として、評価基準、評価方法等があげられている。評価基準は、同要綱第 8 条によれば、評価項目と得点配分について定めることになっており、「評価項目は、総合的なコストの縮減、工事目的の性能及び機能の向上並びに社会的要請への対応等に関する事項とし、総合評価落札方式の型並びに工事の目的及び内容により必要となる技術的要件に応じ設定するものとする。」と規定されている。「男女共同参画の取組状況について（様式 8）」は、多分、上記の文中の「社会的要請への対応等に関する事項」に該当するのであろう。

⑥ 入札参加資格審査の申請に、「男女共同参画の取組状況について（様式 8）」を求めることになったのは、本整備事業のコンサルタントであった大阪の会社の提案であったそうである。

⑦ 上記要綱によれば、「各評価項目に対する得点配分は、その必要度及び重要度に応じて定めるものとする。」ことになっており、男女共同参画の取組状況にどの程度得点が配分されるのかは、わからない。事務組合の条例ではなく、要綱で規定されている点も議

論になり得るだろう。

一方で、本事務組合を構成するそれぞれの町には男女共同参画推進のための条例も行動計画等もないにもかかわらず、本事務組合では要綱ではあるが、これに法的根拠を置いた男女共同参画推進の第一歩が始まったことは評価できる。ただし、ほとんどの住民は以上のような規定が存在していることを知らないのではないか。「古座川町議会だより」第106号（平成23年7月25日号）によれば、ある議員の「一部事務組合の情報は、町民にとっては蚊帳の外のような現況だ。行政報告か広報等で知らせるべきではないか」との質問に対し、町長は、「一部事務組合については、運営機構の一員として町長や町職員、町議会が参加しているが、その執行機関は町行政ではなく別組織となっている。従って、町長の行政報告で、それを取り扱うのは馴染まないと思う」と答えている。

⑧ 本件は、自治体が行う公共事業の入札参加資格の審査書類に、男女共同参画の取組状況の書類提出が求められた県内で初めての事例ではないかと思われ、注目に値する。

4. 和歌山県下の自治体における男女共同参画推進条例

(1) 和歌山県男女共同参画推進条例

① 平成 11 年（1999 年）制定・施行の国の男女共同参画社会基本法は、都道府県に対して、条例の制定を義務づけていない。義務づけているのは、都道府県男女共同参画計画の策定である。

しかし、法第 9 条により、都道府県は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務がある。区域の特性に応じた施策の策定、実施を行うためには国の基本法のみでは不十分なので、できれば都道府県条例を制定するのが望ましいわけである。

② また、法第 15 条により、都道府県は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。担当部局だけでなく、全庁的な取組みの推進が求められており、そのためには、そのことを可能とする法的根拠としての条例の制定が必要となる。

③ このため、47 都道府県のうち、千葉県を除く 46 都道府県が、名称は異なるが男女共同参画に関する条例を制定している。

④ 和歌山県は、平成 14 年（2002 年）に「和歌山県男女共同参画推進条例」を制定し施行している。

⑤ 法第 14 条第 1 項により、都道府県は、国の男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画、いわゆる都道府県男女共同参画計画の策定が義務づけられている。

⑥ また、和歌山県条例第 7 条第 1 項により、知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画、いわゆる基本計画の策定が義務づけられている。

⑦ 以上により、和歌山県は、平成 15 年（2003 年）に第 1 次、平成 19 年（2007 年）に第 2 次、平成 24 年（2012 年）に現行の「第 3 次和歌山県男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進（県条例第 1 条）している。

⑧ 担当課は、環境生活部県民局青少年・男女共同参画課及び男女共同参画センターである。

⑨ 県条例第 14 条第 2 項により、県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じる努力義務がある。

このため、特に第 3 次和歌山県男女共同参画基本計画の策定以後、県は、市町村男女共同

参画条例及び基本計画策定推進事業並びに市町村男女共同参画基本計画サポート事業をより積極的に行っている。

⑩ 県は、平成28年度の数値目標として、現在1町の条例制定市町村を5市町村へ、現在18市町の計画策定市町村を24市町村へと引き上げることを目標として掲げている。

⑪ 和歌山県男女共同参画推進条例の特に前文は、簡潔ながら要を得ており、また、品格のあるすばらしい文だと思う。

○和歌山県男女共同参画推進条例

平成14年3月26日
条例第14号

和歌山県男女共同参画推進条例をここに公布する。

和歌山県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第17条)

第3章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等(第18条—第22条)

第4章 和歌山県男女共同参画審議会(第23条—第25条)

第5章 雑則(第26条)

附則

男女は、人として平等であり、その人権は、性別にかかわらず尊重されなければならない。

和歌山県は、男女が平等で、共に生かし合い支え合うことのできる社会の実現を目指した積極的な取組を行ってきた。しかし、性別による固定的な役割分担意識を反映した制度や慣行による不平等は、根強く残り、社会参画を求めながらもその願いがかなわない人々が、今なお存在する。

このような状況の中で、少子高齢化、国際化及び高度情報化の進展等社会経済情勢の急激な変化に対応し、和歌山県を真に住みよいふるさととするためには、男女が共に社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、互いの個性と能力を十分に発揮しつつ利益を等しく享受し、共に責任を分かち合うことのできる社会の実現が、緊急かつ重要な課題となっている。

ここに、私たちは、男女共同参画を更に推進し、すべての男女が、人間としての誇りをもち、心の豊かさと経済的な豊かさを共に実感しつつ、安心して生き生きと暮らすことのできるふるさと和歌山を創造するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の基本的施策に関して必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けられないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる理念を基本として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担意識を反映して、男女の社会における主体的で自由な活動の選択を制約することのないよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職場、学校、地域その他の社会生活における活動とを円滑に両立できるようにすること。
- (5) 男女が、それぞれの性について理解を深めることで、妊娠、出産その他の性と生殖に関し、互いの意思が尊重され、生涯にわたる健康と安全が確保されること。
- (6) 他の地方公共団体との広域的連携及び国際的協調の下に行われること。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、県行政のあらゆる分野において、施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が性別にかかわらず個性と能力を發揮し、かつ、職業生活と家庭生活とを円滑に両立できるよう職場環境の整備に取り組むとともに、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 男女共同参画の推進に関する長期的な目標、施策の方向及び基本的な事項

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるとともに、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(県民等の理解を深めるための措置)

第8条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の理解を深めるために必要な広報その他の啓発活動を行うとともに、学校教育その他のあらゆる教育において、男女の人権の尊重及び男女共同参画に関する学習の機会の確保及び教育の内容の充実が図られるよう努めるものとする。

(県の政策決定過程等における男女共同参画の推進)

第9条 県は、審議会その他の附属機関等の委員を任命又は委嘱するときは、男女の構成員数の均衡を図るよう努めるものとする。

2 県は、政策決定過程等における男女共同参画を率先して推進するため、職員の任用に当たっては、本人の意欲と能力に基づく実質的な男女平等を確保するとともに、職員である男女の職域の拡大、能力開発その他職場環境の整備に努めるものとする。

(子育て・介護環境の向上)

第10条 県は、男女が共に、子育て及び家族の介護に積極的にかかわり、家庭生活における活動と家庭生活以外における活動とを円滑に両立できるよう、家族はもとより、地域、職場、学校等が相互に協力しながら一体となって支え合うことができる環境づくりに努

めるものとする。

(事業者が行う活動への支援及び情報収集等)

第 11 条 県は、事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

2 知事は、男女共同参画の推進のために必要があると認めるときは、事業者に対し、男女の就業状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

3 知事は、前項の報告により把握した男女共同参画の状況等を公表することができる。

(農林水産業、商工業等の産業の分野における男女共同参画の推進)

第 12 条 県は、起業又は経営等の事業活動を行う男女が、性別による差別的取扱いを受けることなく、その個性と能力を十分に発揮できる環境づくりに努めるものとする。

2 県は、農林水産業及び家族経営的な商工業等に従事する男女が、性別にかかわらず生産又は経営における活動と家庭生活における活動とを円滑に両立できるとともに、それぞれの活動に共同して参画できる環境づくりに努めるものとする。

(県民が行う活動への支援)

第 13 条 県は、県民が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供、助言、男女共同参画の推進のための人材の養成その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(市町村との協力)

第 14 条 県は、市町村に対し、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策への協力を求めることができる。

2 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、市町村からの求めに応じ、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(調査研究)

第 15 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を策定し、及び実施するため、必要な調査研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第 16 条 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(年次報告)

第 17 条 知事は、毎年、男女共同参画の状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

第 3 章 男女共同参画を阻害する行為の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第 18 条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメント、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。以下同じ。)その他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(公衆に表示する情報に関する留意)

第 19 条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による差別的取扱い又は男女の人権を損なうような暴力的行為を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現その他の男女の人権の侵害につながるような表現を行うことのないように努めなければならない。

(相談への対応等)

第 20 条 知事は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画を阻害する行為について、県民若しくは事業者又は県内に在勤若しくは在学する者(以下「県民等」という。)からの相談に適切に対応するため、相談員の設置等相談体制の充実に努めるものとする。

(被害者支援)

第 21 条 県は、配偶者その他の親族又は事実上婚姻関係と同様の事情にある者(過去においてこれらの関係にあった者を含む。)から、家庭内等において、男女間の暴力的行為により被害を受け、又は受けるおそれのある者(以下「被害者」という。)に対し、必要に応じて助言、施設への一時的な入所等による保護その他の適切な支援を行うものとする。

2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成 13 年法律第 31 号)第 3 条第 1 項の規定による配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設及び知事が別に指定する施設(以下「センター等」という。)の長は、前項に規定する一時的な入所等による保護又は同法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護を行った場合において、被害者からの申出に基づき、男女間の暴力的行為又は同法第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力(以下「暴力的行為等」という。)が当該被害者に対して引き続き行われるおそれがあるときその他被害者の保護のため必要があると認めるときは、次に掲げる措置をとることができる。

(1) 被害者に対し暴力的行為等を行った者又はその者から依頼を受けた者(以下「加害者等」という。)からの照会等に対し、当該被害者及びその同伴する家族の存在を秘匿すること。

(2) 加害者等に対し、センター等の施設内における当該被害者及びその同伴する家族との面会又は通信を禁止し、又は制限すること。

3 センター等の長は、被害者の保護のため必要があると認めるときは、当該被害者からの申出に基づき、警察等関係機関に対する協力の要請その他の必要な措置を講じなければならない。

(平 17 条例 94・平 25 条例 47・一部改正)

(苦情への対応)

第 22 条 知事は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について県民等から苦情があったときは、当該苦情へ

の適切な対応に努めるものとする。

- 2 知事は、前項の苦情への対応に当たって特に必要があると認めるときは、和歌山県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

第4章 和歌山県男女共同参画審議会

(設置及び所掌事務)

第23条 男女共同参画の推進を図るため、和歌山県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 知事の諮問に応じ、男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- (2) 県が実施する男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について必要に応じ、調査し、及び意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属することとされた事務

- 3 審議会は、前項に規定する事務を行うほか、男女共同参画に関する重要事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、男女共同参画に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

(委員)

第25条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

第5章 雑則

(委任)

第26条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成17年7月6日条例第94号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年10月4日条例第47号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

(2) 上富田町男女共同参画推進条例

① 上富田町も、かつては県内の他市町村と同様に男女共同参画推進条例の制定については積極的ではなかった。特別の理由はなかったが、男女共同参画社会基本法第14条第3項が市町村男女共同参画計画の策定を法的義務でなく努力義務にしていること、従って条例を制定する緊急性がないと考えられたこと、条例を制定するにはコンサルタント費用が発生し財政難の折から問題があること、男女共同参画推進について認識があまり高くなかったことなどが理由として考えられるかもしれない。

② 一方、男女共同参画基本計画の策定に向けて、平成20年(2008年)7月の「上富田町男女共生まちづくり推進懇話会」の設置、同年11月の男女共生まちづくりに関する「町民意識調査」の実施などの結果、平成22年4月に男女共同参画基本計画の策定がなされた。

③ 平成24年(2012年)3月9日に読売新聞は和歌山版で、内閣府が平成23年(2011年)4月現在の全国の市町村の男女共同参画推進条例の制定状況を調査した結果、県内30市町村が多忙などを理由にいずれも制定しておらず、都道府県ごとの条例制定率としては和歌山県が唯一0%となり全国最下位だったと報じた。

④ 上富田町の同年6月議会で、ある議員がこの記事を紹介しながら、条例制定市町村ゼロは全国の都道府県で唯一であり条例制定進展度としては全国最下位ということが女性議員としても非常に不本意であり何とか条例の制定を行うべきだと町長の考えをただした。

これに対し町長は、県内の市町村の中では上富田町は遅れていないが全国的には相当な遅れがある。担当職員に条例案を作らせ、庁内職員による検討や男女共生まちづくり推進懇話会での議論を経た上で9月議会で条例案を提案するとの方針を示した。

実際、9月議会で条例案が提案され可決された。

⑤ 担当の総務政策課が条例案作りで参考にしたのは、都道府県条例の他に岡山県勝田郡の「勝央町男女共同参画推進条例」(平成22年6月25日公布・施行)であった。この条例がコンパクトかつ必要十分なものと判断したらしい。勝央町条例は教育委員会社会教育課が担当課であるため「教育」の言葉が多く使用されているが、それを除去したようなものが上富田町条例といえるかもしれない。

⑥ 庁内の幹部職員だけでなく、全職員にも意見を聞いている。

⑦ 条例制定の最も大きなきっかけは、熱心な議員の存在もあるが、やはり町長の条例制定意思だったと担当職員は言う。

担当職員は2人だったが、男女共同参画基本計画(平成22年)、第4次総合計画(平成23年)が作られていく過程の中で、計画だけでいいのか、条例も必要なのではないかという基本認識が次第に出てきたという。そういう中で、上記のように議員の質疑に対する町長の条例制定への前向きな考え方が彼らの認識を強固なものにしていったという。また、県の担当課の支援もあった。さらに、行政手続条例(平成9年)、情報公開条例(平成12年)、個人情報保護条例(平成15年)と条例制定が相次いでなされており、職員自らがやればできるという気風、プライドも生まれていたようである。

⑧ 条例第 10 条の推進体制の整備に関しては、男女共同参画社会づくり推進委員会が庁内連絡会議として設置され、施策に横ぐしを通すように動いている。

⑨ 町条例第 4 条の町の責務が、県条例第 4 条の県の責務と重ならないか危惧があったという。

しかし、私はそれよりも別の点で町条例に少し不満がある。それは、「ジェンダーの主流化」が欠けているのではないかということである。国の基本法第 15 条、県条例第 4 条第 2 項に相当する条文が町条例には欠けているように思われ、少し残念な気がする。

○上富田町男女共同参画推進条例

平成 24 年 9 月 18 日
条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民及び事業者の責務を明らかにするとともに、町の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に社会的、経済的、政治的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 町民 町内に在住、在勤又は在学する個人をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う個人、法人その他団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 人を不快にさせる性的な言動により、個人の生活環境を害し、又は当該言動を受けいれないことその他の当該言動を受けた個人の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の権利が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮される

こと。

- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、町の施策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会支援の下に、家事、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動と両立して行えるようにすること。
- (5) 国際社会における取組と密接な関係を有するとされていることを踏まえ、国際的な協調を考慮して推進されること。

(町の責務)

- 第4条 町は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進するものとする。
- 2 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、町民、事業者、国及び他の地方公共団体と連携して取り組むものとする。

(町民の責務)

- 第5条 町民は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるものとする。
- 2 町民は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女共同参画を推進するよう努めるとともに、労働者が職場における活動と家庭生活における活動を両立できる職場環境づくりに努めるものとする。
- 2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱いをしてはならない。
- 2 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女間の暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を著しく与える行為をいう。)を行ってはならない。
 - 3 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントその他の行為により男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(基本計画)

- 第8条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 町長は、基本計画を策定するに当たっては、町民及び事業者等の意見を反映することができるよう適切な措置を講じるものとする。

3 町長は、基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

4 前2項の規定は、基本計画の変更についてこれを準用する。

(調査研究)

第9条 町は、男女共同参画を推進するための必要な調査研究を行うものとする。

(推進体制)

第10条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を積極的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(具体的施策の公表)

第11条 町長は、毎年、男女共同参画の推進に関する具体的施策の実施状況等を明らかにした報告書を作成し、公表するものとする。

(活動の支援)

第12条 町は、町民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(町民及び事業者の理解を深めるための措置)

第13条 町は、広報活動等を通じて、基本理念に関する町民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講じるものとする。

(学習機会の充実)

第14条 町は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野の学習機会を通じて、基本理念に対する理解が深まるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第15条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を推進するため必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

(苦情への対応)

第16条 町長は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民又は事業者等から苦情があったときは、関係機関と連携し、適切な対応に努めるものとする。

(意見聴取)

第17条 町長は、男女共同参画を推進するため、有識者及び関係機関の代表者等の意見を聴くことができる。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年10月1日から施行する。

5. おわりに

- ① 調査研究を行っていて気づいたことを感想風にいくつか述べておきたい。
- ② 平成24年(2012年)3月9日読売新聞和歌山版の「男女共同参画条例 県内制定自治体ゼロ」「国調査で全国唯一」の見出しがある記事を読んだ県民の方は大きなショックを受けたのではないだろうか。同年9月に県内市町村では最初で、現在も唯一の条例を制定した上富田町議会では、この記事を契機に条例制定に向けて動きが急加速していくことになった。もちろん、特に担当課職員達は条例制定の必要性に薄々気づいてはいたが、方針が明示されていない状態であった。この問題の重要性に気付いた議員、町長など自治体リーダーの条例制定の明確な方針が出され、条例として結実することになった。
- ③ 平成13年(2001年)以来、国は毎年全国自治体の計画策定や条例制定の状況を国会に報告し国民にも公表してきているので、関係者や関心のある国民は和歌山県内市町村の条例制定率が2年前までずっと0%で全国唯一の県であることは知っていた。県の担当課も市町村を支援してきてはいたが、自治ということで、市町村に対し少し遠慮していた面もあったと思う。
- ④ 自治体が条例を作らない、或いは作れない理由としてこれまでも様々なことが言われてきた。

読売新聞の記事にもあるように、職員数が少ない小規模な自治体を中心に、他の業務量が多く、作りたくても手が回らないとして、制定に二の足を踏んでいる例が目立つようである。

少人数の職員、多忙以外に、理由としてもち出されるのが予算不足である。さらに別の理由もある。国会でも最近では増えているようだが議員提案法案の数は1~2割程度だろう。実質的に官僚が作成する内閣提出法案が大部分である。衆議院、参議院にそれぞれ法制局があり(勿論内閣法制局もある)、議員は法制局の専門家官僚の助けを借りることができるのに、このような状況である。小規模自治体には法制局に相当するようものはないのかもしれない。四国の某県庁所在地市議会では戦後ずっと議員提案条例は1度もないという新聞報道を見たような気がする。

- ⑤ 唯一の条例制定自治体である上富田町は、人口は1.5万人程度、一般行政部門の職員88人、議員12人という小規模自治体である。人口規模は県内でちょうど15番手ぐらいの自治体であろう。他の自治体と何が違うのか。担当職員によれば、制定しようという強い意思、首長のリーダーシップ、経験、作る能力があるというプライド等が原動力だったという。
- ⑥ ところで、予算不足とはどういうことか。議員も作らない、職員も作らない(作れない?)とき、外部のコンサルティング会社に条例案の作成注文を出すのである。その費用がかかるので、予算の手当が必要になってくるわけである。法律によって自治体に条例制

定が義務づけられている場合には予算化が容易だが、努力義務であって緊急性や必要性が低いと考えられる条例案作成にお金を使うことは財政的に困難だという意味である。

⑦ 「地方消滅」という本がよく売れているようだ。数十年後には人口が半減する自治体が続出し、コミュニティとして成立せず、消滅する自治体が出ると警言する本である。地方分権ということで国の役割を弱く少なくし、逆に自治体には自立を求め自己責任が課される方向に現在ある。自治体だから当然のことであるが、自治体が自らの力で自治体を運営していかなければならないのである。自治体自ら考え、自らやる意思が必要とされている。議員の任務の 1 つに条例を作ることもあると思うが、自治体職員の力を発揮する時ではないかと思う。

⑧ かつては、同じ郡内、振興局管内の他の自治体を横目で見ながら、どこも作っていないからしなくていいのでは、という横並び意識があったと思うし、まだいくらか残っている。しかし、自治体の置かれている状況は以前とは異なっている。一步踏み出す勇気が必要だと思う。条例案作成に対しても抵抗感がずっと減っているのではないか。

⑨ 今回本研究で私が取り上げた自治体は、ほとんど小規模自治体である。ある大きな市では以前の行動計画には条例制定があげられていたが、その後、計画から削除されてしまった。男女共同参画社会の実現が 21 世紀のわが国を決定する最重要課題であるならば、そのためには条例の制定が必要不可欠だと私は思う。

小規模自治体は生き残りをかけ、頑張らなければならない。小規模自治体を応援する気持ちをもって、それを研究対象にとりあげている。

⑩ 男女共同参画社会推進の施策として、例えば女性公務員の数、女性審議会委員の数、女性管理職の数などの数値目標があげられ、その部門ごとに達成することが求められているように受け取られがちである。

私が最も重要だと思うのは、法第 15 条や県条例第 4 条第 2 項に規定されているように、男女共同参画推進に関する施策だけでなく、行政のあらゆる分野において施策の策定・実施に当たって男女共同参画の推進に配慮して行うことである。いわゆる「ジェンダーの主流化」が重要だと思う。従って、県内自治体の中には、担当課を教育委員会の中に置いているのがあるが、私はあまり適切とは思わない。男女平等を教育の力でめざそうということだろうが、自治体が行うすべての施策に男女平等の横ぐしを通し、施策が適切かどうか検討することが求められており、その主たる担当課が教育委員会の中にあるというのはいかがかと思うのである。

⑪ 行政の実態を知らない皮相的な考えだとの批判があるかもしれない。しかし、特に小規模自治体には魅力的な自治体になり、住むことが誇りに思えるまちづくりをめざしていただきたいとの思いから述べさせていただいた。そして、その手段として条例を積極的に活用することを望みたい。

本研究は、財団法人和歌山大学経済学部後援会の助成金を得て行われた。同後援会並びにいろいろと御協力いただいた和歌山県及び各自治体の担当者の方々に謝意を表します。

資料

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

第34回国連総会（1979年12月）採択

1981年9月発効

1985年6月日本批准

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に

貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的な重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別的根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子 に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するため のすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1. 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2. 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1. 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2. 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
- (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
- (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、高齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
- (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2. 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

- (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。
3. この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第 12 条

1. 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2. 1 の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第 13 条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第 14 条

1. 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2. 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1. 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2. 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3. 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4. 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1. 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべ

ての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）
- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2. 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1. この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2. 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3. 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4. 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5. 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人

の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6. 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7. 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8. 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9. 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1. 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

- (a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内
- (b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2. 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1. 委員会は、手続規則を採択する。
- 2. 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1. 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2. 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1. 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2. 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第 6 部

第 23 条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

- (a) 締約国の法令
- (b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条

1. この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
2. 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
3. この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
4. この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条

1. いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
2. 国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条

1. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。
2. この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条

1. 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
2. この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
3. 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

1. この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
2. 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
3. 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）

平成 11 年 6 月 23 日公布・施行

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条-第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条-第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条-第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、

男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計

画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

- 第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

- 第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

- 第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

- 第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

- 第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

- 第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

- 第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

- 第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（抄）

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

- 一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。
- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。
- 一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講じること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。
- 一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

- 一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。
- 一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。
- 一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。
- 一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。
- 一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。